

## 学校跡地へのホテル建設を止め、住民の安全を守れ

【西脇議員】日本共産党の西脇郁子です。通告に従い知事並びに理事者にお伺いいたします。はじめに私の地元下京区の植柳小学校跡地の活用のあり方とホテル建設について伺います。

京都市は、住民のコミュニティの場であり、重要な避難場所である下京区の植柳小学校跡地において、地域住民に必要な情報もほとんど非公開のまま、多数の地元住民の疑問にもまともに答えず、タイの高級ホテル建設を推進しています。この計画では、ほぼ学校の敷地全面を民間企業に60年間も貸し渡すばかりか、これまでの学区唯一の避難所の代替えとして、隣接の児童公園の10メートル地下に全国で初めて自然災害時の避難所として地下体育館が指定され、住民はそこに追いやられようとしています。

地下避難所については、地元住民や、直接東日本大震災や岡山県真備町などで災害ボランティアを経験された方、防災の専門家の方々などからも「電源が切れたらエレベーターも使えない、災害が起こった時、いったい誰がわざわざ地下まで避難するのか」「そもそも、選定委員会の有識者は、なぜ地下体育館の提案を良しとしたのか理解できない」との厳しい指摘が相次ぎ、新聞やテレビなども「地下に防空壕」などと全国的なニュースとして取り上げています。すでに地元学区では「植柳校跡地問題を考える会」が結成され、市長あてのホテル建設と一体の地下避難所に反対する署名活動とともに、今月6日には、地下体育館へ収容される避難者の身体的精神的苦痛は計り知れないことや、地下体育館の維持管理は京都市の負担となり、不良資産となる可能性も鑑みれば計画は不適切であるとの理由で、契約候補事業者の資格を京都市が取り消すことを求める陳情書を市議会に提出されています。現在の京都市のホテル建設の姿勢は、これまでの東山区の元清水小学校や中京区元立誠小学校などに加えて、さらに住民の安全よりも企業のホテル建設最優先という新たな局面を迎えているのです。

下京区をはじめ、京都市内中心部でのホテルなどの建設ラッシュと、地価高騰などによる立ち退き、観光客の激増は、騒音や市バスの混雑、ゴミなどのレベルを超えて、長年かけて作り上げてきた地域住民による自主的な防災組織などさまざまなコミュニティや文化が壊され、街そのものが壊れる「非常事態」となっています。

次々とホテルや民泊が乱立し、京都市内中心部の街が壊れていくことは、観光客からも見放され、府内全体の観光への影響も避けられない事態につながると考えます。

知事としてこの事態を止めるためにあらゆる手段を尽くされるべきでだと考えますがいかがですか。

## 車を京都中心部に引き入れる堀川バイパス建設は中止せよ

次に、京都十條油小路から堀川五条間のバイパス建設計画案について伺います。

2017年に京都府と京都市は、国に対し、十條油小路から堀川五条までの区間に、「交通渋滞緩和」という理由で新たなバイパストンネル整備を要望しておられます。

かつて、京都高速道路堀川線は、市内の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する必要不可欠な都市基盤施設だという理由で建設計画が進められていましたが、自動車の総量規制、交通需要管理が緊急の課題であり、不要不急の大型公共事業は必要ないとする多数の市民の反対の声と運動により、この事業計画は見直された経過があります。

こうした中、新たなバイパストンネル整備を京都府が京都市と一緒に進めることは中止すべきと考えますがいかがですか。ここまでお答えください。

**【西脇知事・答弁】** 西脇議員のご質問にお答えします。

京都市内のホテル建設についてでございます。観光振興のためにホテル建設をどうすすめるかにつきましては、産業振興面だけではなく医療福祉、文化・スポーツ、交通や防災など総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市におきまして、まずは検討されるものと考えております。

ご指摘のホテル建設におきましては、京都市が元植柳小学校跡地の有効活用に向け、昨年度公募委員や地元自治連合会役員を含んだ有識者による選定委員会を設置し、プロポーザルにより事業者を選定したもので、計画では自治会活動スペースや公園なども併せて整備されるというふうに向っております。本年7月には京都市と事業者間で基本協定書が締結され、その中で自治会活動の継続や避難所の機能確保など、跡地活用にかかる具体的な計画について地元自治連合会から意見を聴取するための事前協議会が設置されることとなっており、これまでにすでに3回開催されておられます。また基本協定書では事前協議会での合意後に、土地の貸し付け契約を締結されることになっているなど、跡地活用は丁寧にすすめられていると考えております。

京都府といたしましては引き続き、住民の皆様の安心安全で快適な生活と、観光客の満足度の向上の双方が達成できる京都づくりに取り組んでまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

**【富山建設交通部長・答弁】**

十条油小路から堀川五条間のバイパス計画についてでございます。国が管理しております国道1号堀川通につきましては、J R東海道本線交差部周辺において、自動車の交通需要に対して交通容量が不足しておりまして、慢性的に渋滞が発生しているところでございます。

平成28年に京都高速の見直しを提言された京都市京都高速道路検証専門委員会や、平成30年の国、京都府、京都市および有識者で構成する京都市将来道路ネットワーク研究会におきましても、J R東海道本線交差部周辺など主要渋滞箇所が連続しております堀川通の整備は喫緊の課題とされているところでございます。

こうした状況をふまえ、京都府と京都市が連携し平成29年度から府市共同提案としまして、国に対し堀川通の交通円滑化にむけた新たなバイパストンネルの可能性等の調査の推進と、早期の計画策定を要望してきたところでございます。

現在国におきましては、堀川通の交通状況の調査や渋滞対策の検討がすすめられていると聞いておりまして、京都府といたしましては今後とも京都市とともに国に対して堀川通の交通円滑化について要望してまいりたいと考えております。

### 【西協議員・再質問】

ご答弁いただきましたけれども、知事の先ほどのご答弁は前回の6定となんら変わっていない。しかし地元の実態はかなり進行している訳なんですね。事態は急速に推移しているというその実態もほとんどつかんでいच्छゃらないということで、知事も地元ということでありますので極めて残念だなと思います。

しかも京都市は丁寧に説明も何もやっていない。だからこそいろんな批判の声が広がっているんです。

まずはバイパス建設計画についてですけれども、京都市は「交通渋滞対策や環境汚染対策の一環として公共交通に乗り継いで目的地まで移動するパークアンドライドを推進している」と推奨している一方、「渋滞解消」というすでに破綻済みの理由を持ち出し新たなバイパスを計画するのはとても理解ができません。

車の総量規制や抑制に本格的にこれからは舵を切ることこそ必要で、今後、京都府と京都市一体で新たなバイパス建設は、国に求めるべきではないことを厳しく指摘しておきたいと思ひます。

それから先ほどの植柳校の跡地問題に関わってですけれども、今、植柳校跡地で起こっていることは、観光公害などというレベルを超えて、外資や大手企業のもうけのために市民の財産である学校跡地だけでなく児童公園まで自治体が差し出して、職住一体の街が壊されようとしている。これが実態なんです。

下京区内で子育てをしておられたご夫婦は、地価が高過ぎて住み続けられないと引っ越しを余儀なくされ、また京都に憧れ、定年後は市内に移住を希望していた方も、現在の市内中心部の街のあり様に驚き、「いったい京都市は、これから何を残そうとしているのですか。神社仏閣は残っても人が住めなくなるような街には魅力がない」と移住を断念されるような事態も起こっています。

私は何度も繰り返しておりますが、京都市と一体でインバウンドで稼ごうと規制緩和してきた結果が現在の事態を招いたのでありませんか。知事の認識をあらためて伺ひます。これは再質問させていただきます。

### 【知事・再答弁】 西協議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、ホテル建設を含め、まちづくりをどうすすめていくのかにつきましては、総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市においてまずは検討されるものというふうに考えております。

インバウンドの指摘がございましたけれども、私ども観光総合戦略に基づきまして、京都府域に周遊をはかるといふこともやっております。そういうことはひいては、京都市における混雑緩和に資するものと考えておりますが、いずれにいたしましても個別のまちづくりにつきましては、京都市においてまずは検討されるものと考えております。

【西協議員】 知事はよく「住んでよし、訪れてよしの京都」だとおっしゃっておられますけれども、住民の安全も脅かされて、子育てもしにくくなるようなホテル建設ありきの観光施策で

は決して「住んでよし」ということにはならないはずです。住民が安心して住み続けられる街があってこそ「訪れてよし」になるはずです。

観光の大もとが崩れ始めているのですから、京都市内の観光客を府内に周遊させるなどと言っている場合ではないと私は思っています。今こそ大もとを食い止めるために、知事としてはっきりと、しっかりと、京都市にもものを言うべきだと、これは強く求めておきたいと思えます。

## 高齢難聴者の補聴器購入に支援制度を

次に加齢性難聴者への支援について伺います。

加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、一般的に 50 歳頃から始まり、その頻度は、60 歳代前半では 5～10 人に 1 人、60 歳代後半では 3 人に 1 人、75 歳以上になると 7 割以上との報告もあるように誰でも起こりうるものです。

難聴を放置していると、外出先で車のクラクションが聞こえず危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなど、さまざまな危険が生じるとともに、聞き返しや聞き間違いが増えたりして会話が面倒になり、周りとのコミュニケーションが減り、家庭でも社会的にも疎外感を感じてしまい抑うつ状態になってしまう可能性があることや、このような悪循環が認知症になるリスクを高めてしまうということ、一方、早めに補聴器を使用するなどにより、難聴に正しく対処することで難聴の進行を抑えたり、社会生活を送る上での障害を取り除くことが可能だとも言われています。

ところが、補聴器は他の補装具に比べても、設定や調整の技術料込みで一台平均購入金額は 23 万円、中には片方 50 万円とかなりの高額であり、しかも耐用年数は 5 年が目安とされており、買い替える必要もあります。また、せっかく高額の補聴器を買ったのに相手の話す言葉が聞きとれない、雑音が気になって使いづらいなどの原因で、日常生活に支障をきたしながらも補聴器の使用を敬遠せざるを得ないという悩みも後を絶ちません。

補聴器は、一人ひとりの聴力や聞こえの状態、生活環境などを専門の医師や技師が十分に把握したうえで適切な補聴器を選び、きめ細かい調整をおこなう必要がある医療機器でもあります。誰もが補聴器を経済的な心配をせずに購入し、適切に使用できるようにすることは、高齢者が家族や社会から取り残されず、生き生きと暮らしていくためにも大事な問題だと考えます。

現在、京都府においては、障害者手帳を持たない軽・中等度難聴児支援事業公的給付制度がありますが、それ以外の難聴高齢者については補聴器購入の支援制度がありません。また、購入後も、いろいろな環境での聞こえ方を確かめながら調整をくりかえすことや、補聴器に慣れるトレーニングの必要性など普及させるには課題もあります。

国においては、すでに本年 3 月、日本共産党の大門実紀史参院議員が加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度を求めた際に、麻生財務大臣は「やらなければならない必要な問題」だと必要性を認めておられます。

難聴者の生活上の不自由さをなくし、家族や社会から取り残されないようにするためにも、一人ひとりに合った適切な補聴器を利用できるようにすることは、今後、重要かつ緊急の課題だと考えますが、現在の京都府における加齢性難聴者への支援は極めて不十分ではないでしょうか。

京都府内における加齢性難聴者の実情や支援の実態に対する京都府の認識について伺います。また、京都府高齢者健康福祉計画においても、加齢性難聴者への対応について盛り込むべきではありませんか。

すでに全国でも高齢者の補聴器購入に対して独自の補助を始める自治体が広がっており、東京都葛飾区では障害者手帳を持っていない65歳以上で住民税非課税の世帯の方に、医師が必要と認めた場合には3万5000円を限度とした補聴器の購入費補助を行なっておられ、江東区の補聴器支給制度では、補聴器調整の相談制度とセットで、聴力検査で必要と認められるとその場で負担なしで現物支給されるなど、すでに7特別区で補助制度が実施され、たいへん喜ばれています。

京都府として、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設とともに、障害者認定基準を70デシベル以下に緩和するよう求めるべきではありませんか。

また、補聴器購入に対する府の独自支援を行うべきではありませんか。

## 丹後高校生の通学費補助の拡大、学舎間移動支援、教員配置の拡充を

最後に丹後通学圏の生徒たちの教育条件の整備について伺います。

今年6月定例府議会で宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校が一つの高校として再編され、学舎制となり、伊根分校、弥栄分校、間人分校が清新高校に統合されました。

これまで府教委が、小規模校のデメリットや学舎制のメリットばかり強調され、多くの生徒や保護者、地元住民の合意や理解が不十分なまま見切り発車したことはきわめて問題であり残念です。これまでのそれぞれの学校の教育条件が絶対に後退しないよう、何よりも丹後の高校生たちがどこに住んでいても安心して豊かな高校生活が保障されるために、喫緊の課題について数点質問致します。

まず、通学費の負担についてです。

今回の丹後での高校統合再編により、いっそう遠隔地からの通学距離が広がり、また部活動等での移動での負担も増えることとなります。ところが京都府の高等学校通学費補助金制度については、所得制限があるうえに、基準額が月額21,000円、低所得者については今年度から10,000円に改善がされたものの、基準額を超える額の半額という依然として厳しい利用条件になっています。

これまで府教委は、高校生の通学費の補助制度の所得要件の緩和など支援の見直しの検討を進めていくと答弁されていますが、本府として丹後の実情に応じたさらなる支援を行うべきではありませんか。

次にクラブ活動における学舎間の移動について伺います。

学舎制になったために生徒は、合同のクラブ活動になり学舎間を往復しなければなりません。

地域のバス路線が次々廃止される中で、学舎間の移動のために必要なスクールバスがどこまで確保ができるのか、学舎間の往復についてはバスを出してほしい、土日のクラブ活動などの移動もスクールバスが確保されるのか、保護者の負担はどうなるのかなど、在校生だけでなく、これから進学先を決めようとしている中学生や保護者の大きな心配になっています。

たとえばクラブ活動で加悦谷学舎から宮津学舎に行き7時半過ぎに終わると帰りのバスは

ほとんどありません。真っ暗の中、自力でどう帰るのか、保護者が迎えに行くしかないのでしょうか。

ところが、現在決まっているのは、クラブ活動は平日2日間はバスを運行するということのみで、あとは来年度予算で議論をしてもらうということでは、とても生徒や保護者の不安に応えられないではありませんか。

丹後における学舎制に関し、生徒の実情に応じた学舎間の移動の確保に向けた検討状況は現在どうなっているのでしょうか。

次に教員の配置について伺います。

宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校は、新たにフレックス学園構想に基づいた清新高校として統合されました。もともと弥栄分校は、全日制で農園芸科と家政科、間人と伊根分校は昼間定時制の普通科と、教育内容やカリキュラムが異なっていましたが、今回統合されたことで、これまでそれぞれの学校での農業や家政科などの座学以外の授業の中で特別な支援が必要な生徒への指導など、一人一人の生徒に寄り添ってきた教育が後退することはあってはなりません。またこれまで以上に多様なニーズをもった生徒の入学が予想される中で、今後、教員体制などいっそうの拡充が求められています。

これまでのそれぞれの分校のように、清新高校の生徒の学びが保障されるよう、必要な教員の配置を行うべきだと考えますがいかがですか。

**【松村健康福祉部長・答弁】** 加齢に伴う難聴についてでございます。

加齢に伴う難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、鼓膜の奥にある渦巻き状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下し両方の耳が聞こえにくくなるのが特徴です。このことにより次第に日常会話が聞き取りづらい、コミュニケーションが取りづらいなどの症状が現れ、放置していると外出先で危険な目にあいやすい、災害時の警報が聞こえないなど、日常生活や社会生活における活動に支障が起きることから、適切な対応が必要となります。

聴覚障害の原因には様々あり、加齢によるものも含めて聴覚障害で障害者手帳をお持ちの高齢者の方は、平成31年3月末現在、京都市域を除く府内で5230名となっております。こうした聴覚障害のある方は、その原因にかかわらず、補聴器を購入される際には国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところであります。京都府ではこれまでから国に対し、聴覚障害を含めた身体障害者の認定基準が適切なものとなるよう、その見直しを繰り返し要望しているところです。

なお京都府高齢者健康福祉計画においては、これまでから障害者福祉計画と連携して取り組みをすすめることを位置づけ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりをすすめているところでございます。

**【橋本教育長・答弁】** 西協議員のご質問にお答えいたします。

丹後地域における府立高校生の教育条件整備についてでございますが、今回の改革は少子化がすすむ中であっても、地域に学校を残し、よりよい教育環境となるよう地域の様々な声をしっかり聞きながら、まさしく丹後の実情に応じたものとしてすすめているものでございます。

就学支援制度につきましては、どの地域におきましても安心して、子どもたちが学ぶことが

できるように設けているものであり、その中の一つである高等学校生徒通学費補助は、今年度制度拡充をおこなったところでございます。

このことにより昨年度は補助の実績がなかった丹後地域におきましても、今年度は申請が出てきている状況でございます。

通学費は本来ご家庭で負担いただくものと考えておりますが、全国的にも通学費補助を実施する都道府県が数少ない中、京都府では高額に通学費を負担する保護者の経済的負担軽減の観点から独自に財政措置をおこない、一部補助を実施してきたものであります。

今後とも保護者に対する周知にいつそう努め、丹後地域の保護者の経済的支援につなげたいと考えております。

次に学舎制を導入する宮津天橋高校、丹後緑風高校での学舎間移動についてであります。これまでから申し上げてきた通り、合同部活動を実施する平日の2日間におきまして、生徒が練習をする学舎に移動し、練習後元の学舎に移動するためのバスを放課後に運行していきたいと考えており、合同練習に支障のないように努めてまいります。

次に清新高校の体制整備についてであります。フレックス学園構想に基づく高校として、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進できるよう、教員はもとよりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をおこなうなど、きめ細やかな支援体制が組めるようすすめてまいります。

**【西脇議員・再質問】** 高齢者の難聴についてですけれども、障害者手帳所持以外の軽度の高齢者の難聴者の方への支援を、国はもちろんそうですけれども、府独自の支援を検討されるように要望しておきたいと思えます。

それから清新高校の教員配置の問題ですけれども、これまでのそれぞれの分校には、学業不振や不登校などで登校しにくかった生徒、それから対人関係などに困難を抱える生徒達が、少人数で手厚い職員配置や各校独自の工夫と努力で、入学後たくましく成長し、卒業していく姿がありました。清新高校になっても、これまでの各校の良さが引き継がれ、発展できるような手厚い教員配置と予算を求めさせていただきます。

また府教委は、学舎制で規模が大きくなると専門教育が受けられると説明しておられたのですから、各学舎に必要な教員を配置されるように、また ICT の遠隔授業もこれから導入されるということですので、そのことによって教員が減らされることのないようしっかりと求めさせていただきます。

それから再質問ですけれども、部活動での学舎間の移動についてです。

週2回の移動は往復ということで先ほどご答弁いただきました。これは地元では往復ということでしたけれども、私どもの聞き取りでは往復ではないということでしたので、これは改めて確認させていただきたいと思えます。

それから来年度の予算で審議してもらわないとわからないと、バスの問題もいろいろありますけれども、これはもうこの段階で中学校のみなさんは学校を選ばなければならないと、どういう状況かわからないということでは選びようがないということもありますので、これはぜひとも改善をしていただきたいと思います。

それから府教委はこれまで保護者の負担はさせないと説明されていたのですから、当然土日

の練習についても保護者の負担なしでバスの確保をおこなうべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

**【教育長・再答弁】**西協議員の再質問にお答えいたします。

学舎間の移動にかかる件でございます。部活動の合同練習につきましては先ほどご答弁しましたように、平日2日間につきましては往復ともバスを運行したいということでございます。

その上で休日における合同部活動に関してでございますが、休日に関しましては平日のように学校から移動するのではなくて、一般的には自宅から直接部活動をおこなう学舎へ行き来することがおそらく基本となるのではないかと考えております。そのことをふまえて今後各校ともしっかりと調整しながら、引き続きあり方について検討をしてみたいとそのように考えております。

**【西協議員・指摘要望】**クラブ活動だけではなくて、学舎間の移動というのは入学式などの学校行事の際の足の確保も含めて大事なことであります。

土日の問題はこれからぜひとも実現にむけて、直接通うということもあるかと思いますが、そうではない場合もあるかと思しますので、その際は府教委の責任でバスも確保していただきたいと思っております。

もともと府教委は、部活動は高校を選択する際の大きな理由のひとつだとし、何より学舎制の大きなメリットとしてこれからは、ひとつの部として全国大会にも出られる、練習の質が上がるなどと説明をされてきたはずですので、それにふさわしい支援を求めて質問を終わりたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

以上